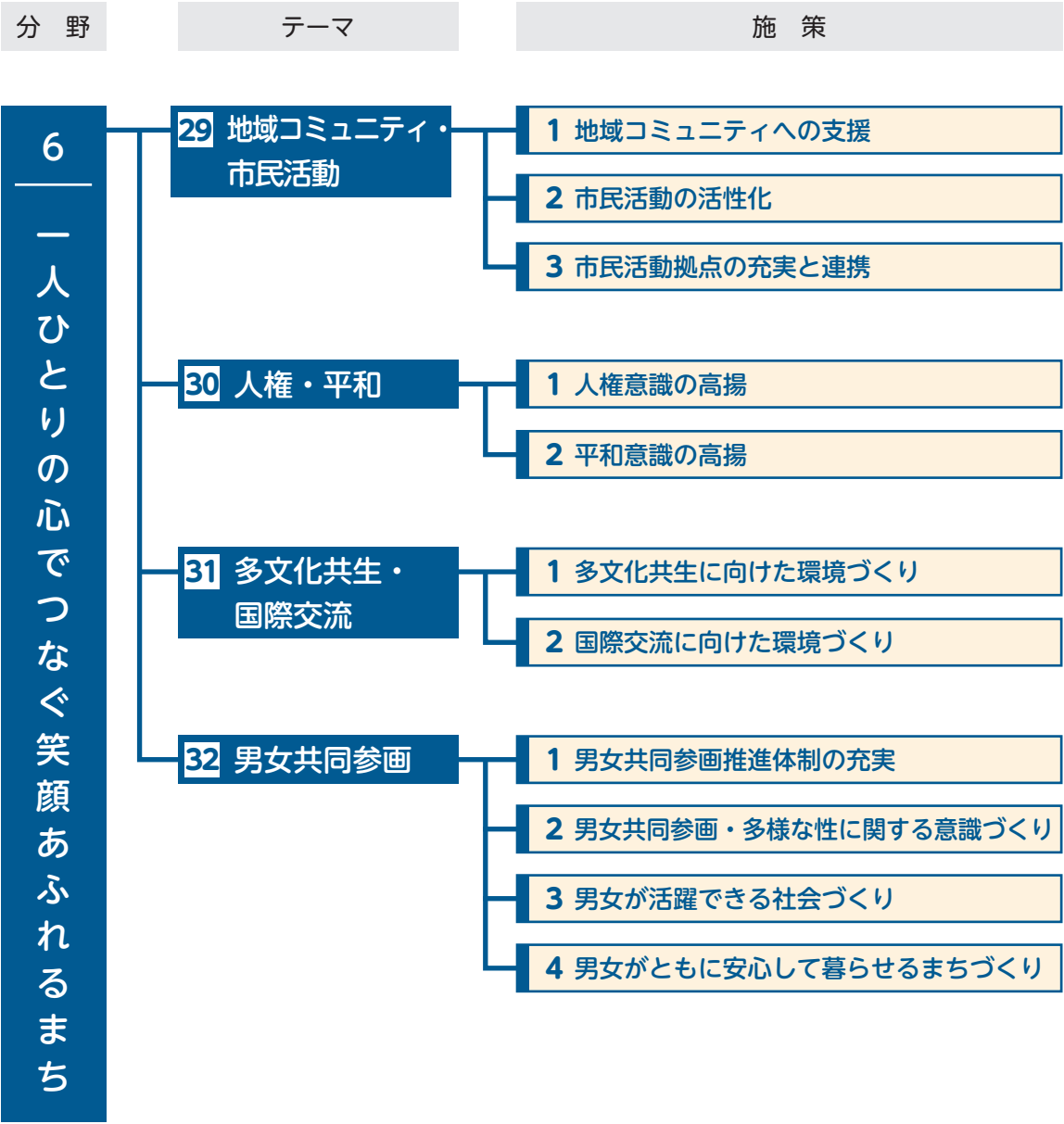


第6章 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち

市民による自主的なまちづくりを更に活性化していくため、地域コミュニティや各種団体・NPOなどによる市民活動を支援し、お互いの顔が見える、笑顔があふれるまちを目指します。また、人権や平和、多文化共生*、男女共同参画などについての学習や実践を促し、市民一人ひとりが尊重される、心でつなぐまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

指標	現状値	目標値
町会加入世帯数	24,913 世帯 (令和4年9月時点)	25,000 世帯
わらびネットワークステーション登録団体数	213 団体	250 団体
外国人向け一元的相談窓口支援件数	—	500 件
審議会等への女性委員登用率	42.8% (令和5年4月1日時点)	45%

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標


【関連計画等（主要なもの）】

計画等の名称	内容
蕨市多文化共生指針	国籍や民族を越えて、互いの文化的違いを認め合いながら、ともに生きる地域社会づくりの実現に向けて、多文化共生*の方向性を定めた指針です。
蕨市男女共同参画パートナーシッププラン	男女共同参画社会の実現に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
蕨市DV防止基本計画	DV*の防止や被害者に対する支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

【協働とDXの取組】

テーマ	具体的な取組（例）
協働	活発な地域コミュニティ活動や市民活動に立脚したまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの平和意識、人権意識等の醸成により、みんなにわたるまちづくりを進めます。
DX	デジタル技術の活用により、地域活動・市民活動に取り組む市民との情報共有手段の充実を図るとともに、国際交流や多文化共生*への理解促進等を図ります。

【SDGsの取組】

ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう	
	32-1. 男女共同参画推進体制の充実（男女共同参画の計画的な推進、市民による推進体制の充実） 32-2. 男女共同参画・多様な性に関する意識づくり（ジェンダー平等の意識啓発と多様性への理解促進、男女共同参画を推進する教育・学習の充実） 32-3. 男女が活躍できる社会づくり（意思決定過程への女性の参画推進、男女が活躍できるためのワーク・ライフ・バランスの推進） 32-4. 男女がともに安心して暮らせるまちづくり（男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進、性の理解・尊重の促進）
ゴール10：人や国の不平等をなくそう	
	30-1. 人権意識の高揚（市民の意識の高揚、人権教育の推進、人権相談と人権擁護の推進） 31-1. 多文化共生に向けた環境づくり（多文化共生への理解の促進、外国人住民向けサービスの充実、関係団体などへの支援と連携） 31-2. 国際交流に向けた環境づくり（国際理解教育の充実、国際交流の促進）
ゴール16：平和と公正をすべての人に	
	30-2. 平和意識の高揚（市民の意識の高揚） 32-4. 男女がともに安心して暮らせるまちづくり（暴力根絶と被害者への支援）
ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう	
	29-1. 地域コミュニティへの支援（地域コミュニティ活動への支援） 29-2. 市民活動の活性化（市民や市民活動団体への支援） 29-3. 市民活動拠点の充実と連携（市民活動拠点の充実、地域コミュニティ活動と市民活動との連携による課題解決）

29 地域コミュニティ・市民活動

目指す姿 町会や各地区のコミュニティ委員会などといった地域におけるさまざまな活動と、多様な分野における市民活動を支援するとともに、そうした活動を有機的に結び付けることにより、市民みんなで創る笑顔あふれるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人口減少、少子高齢化や核家族化が進むなかで、わが国では、地域コミュニティの希薄化が顕著となり、その一方では、まちの課題の解決に向け、さまざまな分野における市民活動の盛り上がりなどもみられます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、こうした活動にも大きな制約を与え、地域における人と人とのつながりのあり方は、いま改めてクローズアップされているところです。蕨市では、長年にわたり町会などの自治組織のほか、各地区のコミュニティ委員会などが、地域コミュニティの中核を担い、今日の蕨市を築きあげてきました。また、福祉や子育てといったテーマに沿った市民活動も盛んであり、2011(平成23)年に開設したわらびネットワークステーションでは、市民活動団体と市との協働により、幅広い情報発信や市民活動の支援を行っています。いずれの活動も、一時期のコロナ禍での制約を経て活動を再び活発化しているものの、高齢化などを背景とした担い手不足等の課題は、蕨市においても例外ではありません。
- 蕨市では、これまで地域コミュニティ活動や市民活動への支援、コミュニティ・センター*やわらびネットワークステーションなどの活動拠点の整備などにより、こうした市民の活動を促進し、その力をまちづくりに生かしてきました。
- 社会のあり方は著しく変化していますが、これからも、蕨市のまちづくりには地域の力は不可欠であり、地域コミュニティ活動の中核である町会や各地区のコミュニティ委員会などの活動を引き続き支援し、地域活動の活性化を図っていく必要があります。
- また、さまざまな分野で活動する市民活動団体は、まちづくりの担い手として重要な役割を果たしていることから、活動の支援や担い手の確保を進め、今後も活性化を図っていく必要があります。
- 更には、まちの課題解決に向け、地域コミュニティ活動とテーマ型の市民活動との連携を促し、地域課題の解決に向けてみんなで取り組んでいくことにより、蕨のまちづくりを推進する地域力の向上を促していく必要があります。



施策1 地域コミュニティへの支援

- (1) 地域コミュニティ活動への支援
- ①防災・防犯活動や福祉活動をはじめ、文化・スポーツ活動や伝統行事など地域におけるさまざまな取組に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。
 - ②活動の意義を分かりやすく伝えるなど、周知方法の工夫に努め、単身世帯や市外からの転入世帯、外国人世帯などを含めたすべての市民を対象として、地域コミュニティへの参加促進を図ります。



施策2 市民活動の活性化

- (1) 市民や市民活動団体への支援
- ①わらびネットワークステーションにおいて、市民活動団体情報やわらび市民活動人材ネットワーク*などにより、市民や市民活動団体に対して情報提供を行い、市民活動への参加促進と団体の活性化を図ります。
 - ②市民活動団体のネットワーク化を図るとともに、蕨市SDGs提案制度*などにより、市民活動団体が自主的に企画・運営する公益的な活動を支援します。
 - ③新たな活動の担い手を増やしていくために地域デビューのきっかけづくりや市民活動の中心となる人材の育成を支援します。

施策3 市民活動拠点の充実と連携

- (1) 市民活動拠点の充実
- ①コミュニティ・センター*やわらびネットワークステーションなどの市民活動の拠点において、社会や地域のさまざまな課題の解決に向けた支援の充実を図るとともに、更なる利用を促す情報発信に努めます。
- (2) 地域コミュニティ活動と市民活動との連携による課題解決
- ①地域コミュニティ団体と市民活動団体との連携を促進し、協働による地域課題の解決を図ります。
 - ②各地区のコミュニティ委員会を中心に、関連する各団体との連携をとりながら、地区のまちづくりについての検討を進め、協働による実践を図ります。

30 人権・平和

目指す姿 市民一人ひとりがお互いを尊重する心を育み、人権意識の高揚を図りながら市民の人権の擁護を推進します。また、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える取組を進め、人権の尊重と平和を愛する心を醸成するまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国には、同和問題*をはじめ、子どもへの虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス(DV)*、さまざまなハラスメント*、インターネットを悪用した中傷、LGBTQ*などの性的少数者や外国籍の人への差別や偏見など、いまだ人権に関する問題・課題が多く残されています。また、近年の国際情勢は、世界中の人々の願いである平和に対する脅威であり、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える取組の重要性は、今一層増しています。
- 蕨市では、国から委嘱を受けた人権擁護委員*による人権相談が行われているほか、学校教育における人権感覚の育成や、生涯学習における人権学習、さまざまな人権課題を視野に入れた指導の充実などを図っています。また、蕨市は、第二次世界大戦末期に3度にわたる空襲を受け、多くの犠牲者を出したことから、1985(昭和60)年に「蕨市平和都市宣言」を制定、2010(平成22)年には平和都市宣言塔を設置し、平和の尊さを伝える平和学習などの取組も進めています。
- 社会経済情勢の著しい変化のなかで、人権問題も多様化・複雑化し、新たな人権課題が生じています。このため、お互いを尊重するという基本的な考え方を再認識し、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、支援を必要とする人を守る環境づくりが求められています。
- また、近年の国際情勢の緊張を背景として、平和を願う声が一段と高まっていることから、平和を愛する心の更なる醸成に取り組んでいく必要があります。

施策1 人権意識の高揚

- (1) 市民の意識の高揚
- ① だれもが生きやすい社会の実現を目指し、さまざまな人権課題に対する市民の理解を深めるため、広報蕨や市ホームページ、SNS*、パンフレットなどさまざまな媒体や街頭啓発などの機会を活用し、周知・啓発活動に努めます。
- (2) 人権教育の推進
- ① インターネットを介した人権侵害やさまざまな人権課題などに対応しながら、小学校における人権の花運動や小・中学校における人権教室、人権作文の実施などを通じ、学校教育において、子どもの成長段階に応じた人権感覚の育成に努めます。
 - ② 生涯学習の一環として、人権について学ぶ講座や講演会、パネル展などを開催します。
- (3) 人権相談と人権擁護の推進
- ① 差別やいじめ、家庭問題など幅広い人権問題の早期解決に向けて、人権擁護委員*による人権相談の利用促進を図ります。
 - ② 人権侵害の申告に対し、関係機関と協力して被害者の救済につなげます。
 - ③ パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度*などの充実を図り、当事者が各種サービスや社会的な配慮を受けやすい環境づくりに努めます。

施策2 平和意識の高揚

- (1) 市民の意識の高揚
- ① 広報蕨や市ホームページなどを活用した周知・啓発活動や、平和について考える講演会、パネル展などを継続的に開催し、市民の平和意識の高揚を図るとともに、市民の主体的な取組を支援します。
 - ② 戦争の歴史を後世に伝えるため、関係資料の収集や保存に努めます。

31 多文化共生・国際交流

目指す姿

グローバル化が進展するなか、市民主体のさまざまな国際交流活動の支援などを通じて、国際的視野の醸成や国際社会を担う人材を育成するとともに、国籍や文化、習慣、言語などの違いを越えて、ともに豊かに生きることのできる環境づくりを進め、多文化共生*のまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 2020(令和2)年国勢調査によれば、わが国の総人口に占める外国人の割合は2.2%であり、その比率は年々増加しています。また、一時コロナ禍により停滞したものの、グローバル化を背景とし、文化・芸術、スポーツなどを通じた国際交流活動が、多様な主体により引き続き盛んに行われています。
- 蕨市は、その立地や利便性などから居住する外国人住民の数が、7,746人(2023(令和5)年1月1日時点)で総人口の10.3%と、外国人人口の比率が県内で最も高いまちとなっています。また、長年にわたり、姉妹都市(アメリカ合衆国エルドラド郡)や友好都市(ドイツ連邦共和国リンデン市)などとの市民を主体とした国際交流活動が展開され、国際交流も盛んなまちです。
- 蕨市では、国籍や民族を越えて、互いの文化的な違いを認め合いながら、ともに生きる地域社会づくりの実現に向け、2022(令和4)年に「蕨市多文化共生指針」を策定し、外国人向け一元的相談窓口の設置など、多文化共生*の取組を進めています。また、国際交流事業として、児童・生徒の国際的な視野を広げる国際理解教育や国際青少年キャンプを実施しており、更に同キャンプ事業に参加した青少年が中心となって、国際交流ボランティア活動などに主体的に取り組んでいます。
- 外国人が多く暮らすまちとして、今後も、地域生活における相互理解の進展などに努め、だれもが住みやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生*社会の実現を図っていくことが重要です。
- また、国際交流活動については、市民、児童・生徒の国際的な視野を醸成する大切な取組であることから、国際理解教育の充実を図るとともに、市民を主体とした活動が更に継続・発展するよう、側面から支援することが重要になっています。

【外国人人口の動向】

(各年3月末日現在・人)

年	国名	中国	ベトナム	ネパール	韓国及び朝鮮	フィリピン	バングラデシュ	その他	合計
2019(平成31)年		4,369	597	318	443	378	176	477	6,758
2020(令和2)年		4,831	737	345	451	389	161	534	7,448
2021(令和3)年		4,963	801	321	421	350	145	560	7,561
2022(令和4)年		4,904	757	337	389	341	137	513	7,378
2023(令和5)年		5,266	772	399	376	335	166	544	7,858

市民課



施策1 多文化共生に向けた環境づくり

- (1) 多文化共生への理解の促進
 - ①「蕨市多文化共生指針」に基づき、多文化共生事業・みんなの広場や公民館における国際理解・交流事業などを進め、外国人住民との相互理解を促進します。
- (2) 外国人住民向けサービスの充実
 - ①外国人向け一元的相談窓口を中心として、外国人住民に対して医療や福祉、子どもの教育など生活に関する相談支援の充実を図ります。
 - ②外国人住民が適切なサービスを受けられるよう、多言語化ややさしい日本語の表記などによる情報提供に努めます。
 - ③教育センター*における日本語特別支援教室の運営により、日本語による会話などに困難を抱える児童・生徒等に対する支援を行います。
- (3) 関係団体などへの支援と連携
 - ①日本語ボランティアサークルなど関係団体との連携を図り、多文化共生*の担い手の育成・確保を支援します。
 - ②外国人総合相談センター埼玉など、関係団体との連携強化を図ります。
 - ③地域との連携により、外国人世帯の地域コミュニティへの参加促進に努めます。

施策2 国際交流に向けた環境づくり

- (1) 国際理解教育の充実
 - ①中学校におけるICT*の活用等を通じた国際交流など、学校教育における国際理解の機会の充実に努めます。
 - ②小・中学校に配置しているALT(外国語指導助手)を通じた国際理解教育を推進します。また、ALTの更なる活用手法などについて検討します。
- (2) 国際交流の促進
 - ①国際青少年キャンプを開催するとともに、国際交流推進ボランティア団体の育成・支援に努めます。

32 男女共同参画

目指す姿 市民の意識の醸成と、社会の環境整備を促すことにより、家庭や学校、地域、職場など社会のあらゆる分野で、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画して責任を担い合う、男女共同参画のまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人生100年時代を迎え、若い世代の理想とするライフスタイルも変化するなど、人々の価値観は多様化し、また、家族のカタチも多様化しています。しかし、こうしたなかであっても依然として固定的な性別役割分担意識*は根強く残っており、国は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、あらゆる暴力の根絶など、男女共同参画の実現に向けた取組を推進しています。
- 蕨市は、「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。」という印象的な前文で始まる「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を2003(平成15)年に施行し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」、「蕨市DV防止基本計画」のもと、男女共同参画を推進するとともに、配偶者などからの暴力の防止と被害者支援などにも取り組んできました。
- 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として根強く残っていることから、今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた市民、行政における推進体制の充実に努めていく必要があります。
- また、男女共同参画意識の啓発、男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実などによって、市民一人ひとりの男女共同参画に向けた意識改革を促していくとともに、政策・方針などの意思決定過程への女性の参加促進や男女がともに働きやすい環境づくりを進め、男女が活躍できる社会を実現していく必要があります。
- 更には、男女がともに支え合う地域社会づくりを進めるとともに、DV*など暴力の根絶や被害者支援の充実、性の理解・尊重を促進することで、性差などにかかわらず、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策1 男女共同参画推進体制の充実

- (1) 男女共同参画の計画的な推進 ……………
- ① 「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」に基づき、男女の共同参画に向けた取組を全庁的に推進します。
- (2) 市民による推進体制の充実 ……………
- ① 男女共同参画の推進に向け、男女共同参画推進委員会において、取組の進捗状況などの確認と提言を行うとともに、講演会などを開催します。
 - ② 男女共同参画推進員の活動などを通じ、地域における男女共同参画を推進します。

施策2 男女共同参画・多様な性に関する意識づくり

- (1) ジェンダー平等の意識啓発と多様性への理解促進 ……………
- ① 家庭・地域・職場などにおける固定的な性別役割分担意識*などの解消に向け、さまざまな機会を通じて、ジェンダー平等を図ります。
 - ② 性的指向・性自認(SOGI)を尊重する取組を推進し、多様性を認め合うために人権教育や意識啓発を進めます。
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ……………
- ① 学校、家庭、地域等あらゆる場において、男女共同参画及びジェンダー平等の意識に係る教育や学習の推進を図ります。

施策3 男女が活躍できる社会づくり

- (1) 意思決定過程への女性の参画推進 ……………
- ① 市の審議会等や市の管理職など、政策・方針決定過程への女性の登用を進めます。
 - ② 固定的な性別役割分担*にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を生かして女性が地域活動に参画できるよう支援を行います。
 - ③ 女性の活躍促進に向けた人材育成に努めるとともに、人材情報の提供を行います。
- (2) 男女が活躍できるためのワーク・ライフ・バランスの推進 ……………
- ① 男女のワーク・ライフ・バランス*実現のため、男女がともに家事や育児、介護などに参画することへの啓発を行うとともに、仕事と子育てや介護との両立を支援します。
 - ② 就業や起業などのチャレンジを支援するとともに、多様な働き方への支援を行います。



施策4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進
- ①生活上のさまざまな困難や悩みに対する相談体制の充実や自立支援を行います。
 - ②地域における防災活動への女性の参画を促すとともに、防災対策の各段階に女性の視点を取り入れるなど防災分野における男女共同参画を推進します。
- (2) 暴力根絶と被害者への支援
- ①DV*やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性暴力等の暴力の根絶に向けて、あらゆる世代への意識啓発と被害者への支援を充実します。
 - ②庁内連携の強化を図りながら、配偶者暴力相談支援センター*における被害者の相談・支援の充実を図ります。
- (3) 性の理解・尊重の促進
- ①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*)について、理解を深めるための啓発や相談・支援を行います。